

令和5年 第9回

毛呂山町農業委員会会議録

開 催 月 日	令和5年10月25日（水）					
開 催 場 所	204会議室					
開催時刻宣言	午後1時50分					
閉会時刻宣言	午後3時00分					
会 長	初野 健一					
委 員 出 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席 次 番 号	氏 名	出 欠	席 次 番 号	氏 名	出 欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
	6	小川 收一	出			

〔議案等〕

- 日程第3 議案第1号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について
土地の表示：川角 5563 m²
転用の詳細：老人ホームの建築
- 日程第4 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について
土地の表示：葛貫 493 m²
権利の種類：使用貸借権（20年間）
- 日程第5 報告第1号番号1 農地法第4条の規程による届出について
土地の表示：毛呂本郷 625 m²
転用の詳細：敷地拡張
- 報告第1号番号2 農地法第4条の規程による届出について
土地の表示：毛呂本郷 436 m²
転用の詳細：集合住宅の建築
- 日程第6 報告第2号番号1 農地法第18条第6項の規程による賃貸借の合意解
約について
土地の表示：西大久保 計 3576 m²

議長	(開会挨拶) それでは令和5年第9回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名、農地利用最適化推進委員5名全員の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 ◎日程第1 会議録署名委員の指名
議長	会議録署名委員の指名の件を議題とします。 毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	それでは会議録署名委員に4番、5番を指名します。 ◎日程第2 会期の決定
議長	会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。
委員	異議なし。
議長	会期は本日1日とします。 ◎日程第3 議案第1号
議長	議案第1号番号1農地法第4条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	土地利用計画図が白黒でどこに何を書いてあるのか分かりづらいです。カラーの土地利用計画図を頂くことは可能でしょうか。
事務局	直ちに印刷し、配布させていただきます。

委員	承知しました。
委員	鎌倉街道の保全区域はどのくらいになりますか？
事務局	土地利用計画図の東側巾 10 m ほどを確保する計画となっています。
委員	承知しました。
委員	資料の 5 ページにある 9 筆の所在地が公図などから読み取ることができません。
事務局	こちらの資料の作り方がわかりづらく申し訳ありません。 補足で説明させていただきます。申請地につきましては〇〇の〇〇の東側にある農地です。
委員	承知しました。
委員	今回の申請地はいつ、どのような目的で取得したのですか？
事務局	3 条申請で平成 21 年頃、取得した経緯がございます。また、当時の目的は〇〇の〇〇の利用者がリハビリや農作業をする目的で取得しました。現在は、利用者の高齢化などで休耕中の様子です。
委員	承知しました。
委員	既存施設が建っている土地はどうなりますか？
事務局	既存施設の 3 / 4 は借地・ 1 / 4 は自己所有地です。現状では、既存施設は取り壊し、跡地については具体的な利用方法が定まっていない状況です。
委員	承知しました。
議長	議案第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について、採決いたします。

議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 4 議案第 2 号 議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	(異議無し)
議長	議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決いたします。
議長	それでは本議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員	(全員挙手)
議長	挙手全員でございます。議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当といたします。
議長	◎日程第 5 報告第 1 号 報告第 1 号番号 1 農地法第 4 条の規程による届出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。

委員	(異議無し)
議長	報告第 1 号番号 2 農地法第 4 条の規程による届出について、事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	(異議無し)
議長	◎日程第 6 報告第 2 号 報告第 2 号番号 1 農地法第 18 条第 6 項の規程による賃貸借の合意解約について
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
委員	以前、似たような報告を受けたことがあります、詳細な内容を教えてください。
事務局	今回、合意解約に至った経緯を説明させていただきます。〇〇が亡くなり相続が発生しました。そして、相続により所有権を得た所有者が一回整理をするということで、〇〇と合意解約に至ったのが流れとなります。
委員	承知しました。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	全体を通して、質問等ありますか？
委員	遊休農地調査の地図についてです。毎年、農地ではないところを色塗りして提出していますが、今年も農地ではない駐車場などが農地として表示されていました。今年の調査はかなり時間もかかってしまったので次の調査の時には参考資料として、前年度の資料を一緒に配布して頂き

	たい。
事務局	はじめに、委員・推進委員の皆様には遊休農地の調査を行って頂きありがとうございました。要望のあった前年度の調査結果につきましては、来年度の時には配布できるようにさせていただきます。可能であれば、これらの現況、農地以外の筆は非表示にできるように努めさせていただきます。
委員	承知しました。
議長	他にございますか？
委員	草が繁茂している農地についてですが、〇〇では、役場を挟まず農地を借りている方が、農地を荒らした状態で放置している場所があり その農地から町道に雑草がはみ出していて通行の支障になっています。事務局に相談をしたところ「役場を通さないでやりとりをしている農地については、地主に行くしかない」という回答を頂いた。農業委員会は農地を監視する組織のはずなので、どうですか？
事務局	事務局としては、遊休農地の問題は深刻に捉えておりまして、微力ながらではありますが、農業を行う企業にお声がけをするなどして、少しでも遊休農地を減らせるように努めさせて頂いています。通常、農地の雑草に対して通報や苦情が入ったら、地権者に通知を送るなどして対応させて頂いていますが、やはり地権者の高齢化などで問題の解決に至るケースは少ないです。このような状況の中で、役場を通さず農地の貸し借りをしているケースにつきましては、事務局が把握していない状況になりますので、柔軟に対応をしたいのですが、勧告や注意というのは厳しいケースになります。
委員	役場を通していないとしても、借主の住所や名前をお伝えしているのですから、強く警告しなくても良いですから、ある程度の注意などはしていただきたい。
委員	私の予想ですが、役場を通さなくても個人間で現況復旧をしてから返却するなどの契約書を交わしていると思います。それらを整理して窓口に相談に来て頂ければ良いのではないですか？

事務局	契約書などを交わしていれば良いのですが、口頭でやりとりをしている そうです。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和5年第9回農業委員会総会を閉会いたします。